

| 医 | 師 | 国 | 保 | の | し | お | り |

ライフワークplus

第4号



茨城県医師国民健康保険組合



写真提供：松崎 信夫（同／表紙・裏表紙）

目次

ご挨拶	1
今後の保険証の取り扱いについて	2
マイナンバーカードの健康保険証利用の申込みについて	4
保険給付	6
保険料	10
産前産後期間の国民健康保険料の減免制度について	12
資格の取得・喪失・変更等について	14
医師国保トピックス	20
茨城県医師国民健康保険組合について	21

ご挨拶

茨城県医師国民健康保険組合
理事長 松崎 信夫



医師国保のしおり「ライフワークplus」第4号の発刊にあたり、ご挨拶申し上げます。

組合員をはじめ被保険者の皆様には、日頃より組合運営に対しご支援・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。また、地域医療の最前線の医療現場における皆様の日頃のご苦勞・ご活躍に対し、衷心より深く感謝申し上げます。

茨城県医師国民健康保険組合は、国民健康保険法に基づき、昭和33年4月1日に全国で13番目の医師国保組合として設立された公法人です。茨城県内において地域医療や福祉の事業・業務に従事される皆様の相互扶助を目的として、茨城県医師会会員である医師とご家族、従業員への医療給付および疾病予防並びに健康保険増進のための保健事業を行っております。

本組合を取り巻く昨今の状況としては、2025年問題と言われる団塊の世代が後期高齢者に移行する時期を迎え、組合員をはじめ被保険者の減少、定率国庫補助金の削減・廃止、超高額薬剤の新規承認などによる高額医療費の発生などの課題に加え、令和8年度から開始する子ども・子育て支援金の徴収等新たな保険者への負担増、被用者保険の適用拡大など、今後の組合の存続に大きく影響する新たな課題への対応も求められております。当組合としては、茨城県医師会、国、県はもとより、全国医師国民健康保険組合連合会や全国国民健康保険組合協会など関係団体との連携を一層密にして、これらの課題解決に向け、鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

このような中、当組合では昨年、「第3期データヘルス計画（令和6年度～令和11年度）」を策定し、被保険者の皆様の健康の保持増進のため、特定健康診査・特定保健指導の受診推進、健康への意識醸成のための「いばらきヘルスロードを歩く会」の実施、従来から行っていたインフルエンザワクチン接種費用補助に加え、今年度からは新たに新型コロナワクチン接種費用補助も開始するなど、様々な保健事業を実施しております。

また、未就学児に係る子育て世帯の保険料軽減措置、出産育児一時金の増額、産前産後期間の保険料減免措置など、子育て世帯への支援の充実・強化にも取り組んでおります。

今回の第4号は、これらの事業、制度についての詳細を紹介するとともに、図表、イラスト等を取り入れながら、分かり易い内容になるよう心掛けながら編集いたしました。

ぜひご一読いただき、ご活用いただければ幸いです。

令和7年3月

今後の保険証の取り扱いについて



令和6年12月2日以降、現行の保険証は新たに発行されなくなりました。現在、皆さまのお手元にある保険証は、有効期限である令和7年7月31日までご使用いただけます。

令和6年12月2日以降に、茨城県医師国民健康保険組合へ新たに加入される方、他の保険への転出などで医師国保を抜ける方、住所・氏名等に変更があった方、保険証を紛失した方は、これまでと同様に各種申請届（書）の提出をお願いいたします。

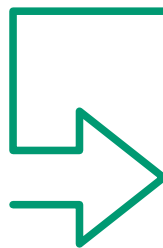
いただいた申請に基づき、医師国保がデータベースへ情報の登録を行います。一人ひとりのマイナ保険証の保有状況を確認し、マイナ保険証をお持ちの方には「資格情報のお知らせ」を、お持ちでない方には「資格確認書」を交付いたします。

■注意点

- * 同一世帯内でも、マイナ保険証の有無によって交付されるものが異なる場合があります。
- * **前期高齢者（70歳～74歳の方）**の被保険者の方に交付する「資格情報のお知らせ」および「資格確認書」には、**一部負担金の割合が記載されています。**
- * 資格喪失・資格変更申請の際は、有効期限が令和7年7月31日までの保険証または「資格情報のお知らせ」、「資格確認書」を組合まで返還してください。

◆資格情報のお知らせ・資格確認書について

マイナ保険証（保険証として利用登録されたマイナンバーカード）をお持ちの方



ご自身の被保険者資格等を簡易に把握できるよう「資格情報のお知らせ」を交付いたします。



A4紙製

＜医療機関等を受診する際に窓口で提出するもの＞

現行の保険証（※令和7年7月31日まで）

／ マイナ保険証（＋「資格情報のお知らせ」）

↓
医療機関でマイナ保険証の読み取りができない場合は、マイナ保険証と併せて「資格情報のお知らせ」もしくはマイナポータルの提示が必要となります。



医師国保から交付する「資格情報のお知らせ」のみでは受診できませんので、ご注意ください。

マイナ保険証(保険証として利用登録されたマイナンバーカード)をお持ちでない方



引き続き、医療機関で安心して診療を受けられるよう保険証の代わりとなる「資格確認書」を交付いたします。

従来の保険証
と同じカード型



＜医療機関等を受診する際に窓口で提出するもの＞

現行の保険証（※令和7年7月31日まで） / 「資格確認書」

◆マイナンバーカードの健康保険証利用登録について

マイナンバーカードを健康保険証として使うためには、初回だけ登録が必要です。

登録方法は、以下の3つの方法があります。

① 顔認証付きカードリーダーからの登録

医療機関・薬局の窓口等にある顔認証付きカードリーダーで初回登録のお手続きができます。顔認証付きカードリーダーにマイナンバーカードを置き、マイナンバーカードを健康保険証として登録するボタンを選択し、画面に沿ってお手続きをしてください。

② マイナポータルからの申請

手順1：マイナポータルにログインしてください。

手順2：「マイナンバーカードを健康保険証として利用する」をチェックし、「登録」を押してください。

③ セブン銀行ATMからの申請

全国のセブン銀行ATMにて、初回登録のお手続きができます。

お近くのセブン銀行ATMをご利用ください。

★マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには以下の3つのステップが必要です。

STEP1.

マイナンバーカードを申請

■申請方法

- ① オンラインで申請する
(パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便で申請する
まちなかの
- ③ 証明写真機から申請する



STEP2.

マイナンバーカードを
健康保険証として登録

■利用登録の方法

- ① 医療機関・薬局の受付
(カードリーダー)で行う
- ② 「マイナポータル」から行う
- ③ セブン銀行ATMから行う



STEP3.

医療機関・薬局で
マイナンバーカードを用いて受付

■受付方法

- ① 顔認証つきカードリーダーにマイナンバーカードを置く
- ② 本人認証を行う
(顔認証・暗証番号)
- ③ 各種情報提供の同意選択をする



マイナンバーカードの健康保険証利用の申込みは 当日その場でいいのね♪

医療機関・薬局の 受付でもOK！

マイナンバーカードを医療機関・薬局にお持ちいただくだけで、健康保険証として利用するための申込み手続きや、実際に利用いただくことが可能です！



デジタル庁

総務省
MIC
Ministry of Internal Affairs and Communications

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

健康保険証利用の
申込みのお問合せ先



マイナポータル
0120-95-0178
5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。
受付時間（年末年始を除く） 平日：9時30分～20時00分
土日祝：9時30分～17時30分

マイナンバーカードの健康保険証利用の申込みは いますぐ手元でできる♪

ご自身でマイナポータルでもできます！

ご自身のスマートフォンやパソコンからマイナポータルにログインをして、マイナンバーカードの健康保険証利用登録をすることができます。



医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダー、マイナポータルでの登録以外に、全国のセブン銀行のATMでも健康保険証利用登録をすることができます。

マイナンバーカードを用いた受付は、以下のステッカーやポスターの掲載してある医療機関・薬局でご利用いただけます。
顔認証付きカードリーダーの画面の指示に沿って受付をしてください。

1 受付にある顔認証付きカードリーダーを見つける



顔認識カードリーダーには複数の種類があります



2 マイナンバーカードを読み取り口に置く

※マイナンバーカードのカバー等は外してください

※カードリーダーによってマイナンバーカードの設置向きが異なるのでご注意ください

3 認証方法を選択し、本人確認を行う

① 顔認証

顔を枠内に
入れてください



② 暗証番号

4桁の暗証番号を
入力してください

○	○	○	○
1	2	3	
4	5	6	
7	8	9	
取消	0	クリア	

※ 画面はサンプルです。カードリーダーの種類によって表示画面は異なります。

※ 暗証番号を連続して間違えると不正防止のためロックがかかります。
(ロックがかかっても顔認証はできます)

4 画面の案内に沿って、情報提供の可否を選択

過去の情報を
利用いたします

過去のお薬情報を当機関に提供することに同意しますか。
この情報はあなたの診療や健康管理のために使用します。

同意しない

同意する



過去の健康医療情報の提供に**同意**いただくと、
医師・薬剤師が過去の健康医療情報を確認
できるようになり、正確なデータに基づくより良い
医療が受けられます。

※ 画面はサンプルです。カードリーダーの種類によって
表示画面は異なります。



5 マイナンバーカードでの受付の完了

マイナンバーカードをカードリーダーから取り出してください。
カードの取り忘れにご注意ください。

1 保険給付

茨城県医師国保組合では、当組合に加入する被保険者に対して、下記のとおり保険給付を行っています。

注）当組合では自家診療（自己の所属する医療機関における医師、従業員およびその家族の診療）については、療養の給付を行わないことになっておりますのでご了承ください。（院外処方も含みます）

こんなときに	給付の内容	給付の 名称								
●医療機関にかかるとき	<table><tr><td colspan="2">義務教育就学前までの方は窓口で2割を負担</td></tr><tr><td colspan="2">義務教育就学後から69歳までの方は窓口で3割を負担</td></tr><tr><td>70歳から 74歳までの方</td><td>一般・低所得者は窓口で2割を負担 現役並み所得者は窓口で3割を負担</td></tr></table>	義務教育就学前までの方は窓口で2割を負担		義務教育就学後から69歳までの方は窓口で3割を負担		70歳から 74歳までの方	一般・低所得者は窓口で2割を負担 現役並み所得者は窓口で3割を負担	療 養 給 付		
義務教育就学前までの方は窓口で2割を負担										
義務教育就学後から69歳までの方は窓口で3割を負担										
70歳から 74歳までの方	一般・低所得者は窓口で2割を負担 現役並み所得者は窓口で3割を負担									
●保険証等（マイナ保険証、資格確認書）を忘れた場合や、外出先での急病など、やむを得ない事情で自費扱いとなったとき ●柔道整復師の施術 ●医師が必要と認めたコルセット等の治療用装具の作成 ●医師が必要と認めた、あんま・はり・きゅう・マッサージの施術 ●海外渡航中に、やむを得ず医療機関にかかったとき	左記の事項等に該当し、治療費の全額を支払った場合は、後日、組合に申請することにより払い戻し（自己負担分を差し引いた保険給付費分を現金で支給）を受けることができます。 ↓ ホームページから様式をダウンロード 「No.08 療養費支給申請書（診療費等）・療養費請求書」 ↓ ホームページから様式をダウンロード 「No.09 療養費支給申請書（治療用装具）・療養費請求書」	療養費								
●医師の指示で医療機関に移送されたとき	負傷等により移動が困難で、一時的・緊急的に医師の指示によって移送された場合、移送に要した費用を組合が負担します。	移送費								
●訪問看護ステーションから訪問看護を受けたとき	療養の給付における自己負担と同額です。残りの費用は組合が負担します。	訪 問 看 護 療 養 費								
●医療費の自己負担が高額になったとき	医療機関や薬局の窓口で支払った額が、ひと月（月の初めから終わりまで）で、自己負担限度額（国民健康保険法で定めた計算式により算出した額）を超えた場合に支給します。 ◎注意点：入院時の食費負担や差額ベッド代等は含みません。 [自己負担限度額イメージ図] <table><tr><td colspan="2">医療費（10割）</td></tr><tr><td>窓口の負担額 （2割～3割）</td><td>保険給付（7割）</td></tr><tr><td>自己負担限度額 ※年齢や所得により 区分が異なります。</td><td>高額療養費 （払い戻し）</td></tr><tr><td colspan="2">自己負担しなくてよい費用（療養の給付）</td></tr></table>	医療費（10割）		窓口の負担額 （2割～3割）	保険給付（7割）	自己負担限度額 ※年齢や所得により 区分が異なります。	高額療養費 （払い戻し）	自己負担しなくてよい費用（療養の給付）		高 額 療 養 費
医療費（10割）										
窓口の負担額 （2割～3割）	保険給付（7割）									
自己負担限度額 ※年齢や所得により 区分が異なります。	高額療養費 （払い戻し）									
自己負担しなくてよい費用（療養の給付）										

こんなときに	給付の内容	給付の 名称																														
●医療費の自己負担が高額 になったとき	自己負担限度額の上限額は年齢と所得により区分が異なります。 ●70歳未満の方の場合 <table><tr><th>区分</th><th>所得要件</th><th>限度額（円）</th></tr><tr><td>ア</td><td>901万円超</td><td>252,600円＋（総医療費－842,000円）×1％ 【多数該当:140,100円】</td></tr><tr><td>イ</td><td>600万円超～ 901万円以下</td><td>167,400円＋（総医療費－558,000円）×1％ 【多数該当:93,000円】</td></tr><tr><td>ウ</td><td>210万円超～ 600万円以下</td><td>80,100円＋（総医療費－267,000円）×1％ 【多数該当:44,400円】</td></tr><tr><td>エ</td><td>210万円以下</td><td>57,600円【多数該当:44,400円】</td></tr><tr><td>オ</td><td>住民税非課税</td><td>35,400円【多数該当:24,600円】</td></tr></table> ●70歳以上の方の場合 <table><tr><th>所得要件</th><th>限度額（円）</th></tr><tr><td>690万円超</td><td>252,600円＋（総医療費－842,000円）×1％ 【多数該当:140,100円】</td></tr><tr><td>380万円超～ 690万円以下</td><td>167,400円＋（総医療費－558,000円）×1％ 【多数該当:93,000円】</td></tr><tr><td>145万円超～ 380万円以下</td><td>80,100円＋（総医療費－267,000円）×1％ 【多数該当:44,400円】</td></tr><tr><td>145万円以下</td><td>（外来）18,000円（入院）57,600円 【多数該当:44,400円】</td></tr><tr><td>低所得 （住民税非課税Ⅰ・Ⅱ）</td><td>（外来）8,000円（入院Ⅰ）15,000円 （入院Ⅱ）24,600円</td></tr></table> 【申請手続きについて】 高額療養費に該当する方には、診療月から約3か月後に組合から申請書と請求書を送付します。 申請書・請求書が届きましたら、必要事項を記入のうえ、組合までご返送をお願いします。 【限度額適用認定証について】 医療費が高額になることが事前にわかっている場合には、有効期限が令和7年7月31日までの（紙の）保険証または、資格確認書と合わせて「限度額適用認定証」を提示することにより、医療機関での支払い額が自己負担限度額までとなります。 また、マイナ保険証（保険証として利用登録されたマイナンバーカード）をお持ちの方は、限度額適用認定証の事前手続きは不要です。マイナ保険証で受診していただき、「限度額情報」を提供することにより、限度額を超える支払いが免除されます。  ホームページから様式をダウンロード 「No.07 限度額適用認定申請書(令和6年8月版)」	区分	所得要件	限度額（円）	ア	901万円超	252,600円＋（総医療費－842,000円）×1％ 【多数該当:140,100円】	イ	600万円超～ 901万円以下	167,400円＋（総医療費－558,000円）×1％ 【多数該当:93,000円】	ウ	210万円超～ 600万円以下	80,100円＋（総医療費－267,000円）×1％ 【多数該当:44,400円】	エ	210万円以下	57,600円【多数該当:44,400円】	オ	住民税非課税	35,400円【多数該当:24,600円】	所得要件	限度額（円）	690万円超	252,600円＋（総医療費－842,000円）×1％ 【多数該当:140,100円】	380万円超～ 690万円以下	167,400円＋（総医療費－558,000円）×1％ 【多数該当:93,000円】	145万円超～ 380万円以下	80,100円＋（総医療費－267,000円）×1％ 【多数該当:44,400円】	145万円以下	（外来）18,000円（入院）57,600円 【多数該当:44,400円】	低所得 （住民税非課税Ⅰ・Ⅱ）	（外来）8,000円（入院Ⅰ）15,000円 （入院Ⅱ）24,600円	高 額 療 養 費
区分	所得要件	限度額（円）																														
ア	901万円超	252,600円＋（総医療費－842,000円）×1％ 【多数該当:140,100円】																														
イ	600万円超～ 901万円以下	167,400円＋（総医療費－558,000円）×1％ 【多数該当:93,000円】																														
ウ	210万円超～ 600万円以下	80,100円＋（総医療費－267,000円）×1％ 【多数該当:44,400円】																														
エ	210万円以下	57,600円【多数該当:44,400円】																														
オ	住民税非課税	35,400円【多数該当:24,600円】																														
所得要件	限度額（円）																															
690万円超	252,600円＋（総医療費－842,000円）×1％ 【多数該当:140,100円】																															
380万円超～ 690万円以下	167,400円＋（総医療費－558,000円）×1％ 【多数該当:93,000円】																															
145万円超～ 380万円以下	80,100円＋（総医療費－267,000円）×1％ 【多数該当:44,400円】																															
145万円以下	（外来）18,000円（入院）57,600円 【多数該当:44,400円】																															
低所得 （住民税非課税Ⅰ・Ⅱ）	（外来）8,000円（入院Ⅰ）15,000円 （入院Ⅱ）24,600円																															

こんなときに	給付の内容	給付の 名称
●12か月の間に4回以上高額療養費に該当した場合【多数該当】	直近12か月の間に4回以上、高額療養費に該当した場合、4回目からは、前ページの表の【多数該当】の金額に引き下げられます。	高額療養費多数該当
●世帯内での医療と介護の自己負担が高額になったとき	同一世帯内で医療と介護ともに自己負担がある場合で、1年間（前年8月1日～7月31日）の世帯内の自己負担額の合計が一定の基準額の限度額を超える場合、超えた額が、医療保険からは「高額介護合算療養費」として、介護保険からは「高額医療保険介護サービス費」として、それぞれ支給されます。	高額介護合算療養費
●厚生労働大臣の指定する特定疾病の場合	血友病、HIV感染症や人工透析が必要な慢性腎不全の場合には、組合が発行する「特定疾病療養受療証」を提示すれば、所得に応じ、1か月1万円または2万円以内の自己負担となります。	特定疾病療養
●出産したとき	被保険者の出産に対し、1子につき50万円を支給します。 （妊娠4か月（85日）を超えた死産等を含む。） * 出産した被保険者の方には、育児情報誌「月刊・赤ちゃん！」を1年間配布します。 ◎直接支払制度を利用しない場合 直接支払制度および受取代理制度を利用しない場合や、海外で出産した場合などは、分娩後に、ご自身での出産育児一時金の申請が必要となります。 ↓ ホームページから様式をダウンロード 「No.10 国民健康保険出産育児一時金請求書」	出産育児一時金
●死亡したとき	1) 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行った方に対し、次の葬祭費を支給します。 第1種組合員 30万円 ※6か月以上被保険者である第1種組合員が、発病または負傷した日から14日以内に死亡したときは、葬祭費加算金として10万円を加算して支給します。 准組合員および世帯員：10万円 ↓ ホームページから様式をダウンロード 「No.11 国民健康保険葬祭費請求書」 2) 第2種組合員が死亡したときは、その者の葬祭を行った方に対し、次の葬祭見舞金を支給します。 第2種組合員：30万円 （後期高齢者広域連合が同様の給付を行うときは、その給付相当分を減額します。） ※6か月以上（第1種組合員からの継続を含む）第2種組合員が発病または負傷した日から14日以内に死亡したときは、葬祭見舞金加算金として10万円を支給します。	葬祭費 葬祭見舞金

こんなときに	給付の内容	給付の 名称
●死亡したとき	3) 第1種組合員および第2種組合員の世帯員である配偶者もしくは直系尊属が死亡したとき。 ※死亡前60日以内に療養給付等を受けなかった場合には、その者の主たる遺族に対し、死亡弔慰金20万円を支給します。	死 亡 弔 慰 金
●療養や介護サービスを受けるために医業に従事することができなかったとき	第1種組合員が療養や介護サービスを受けるために、15日以上医業に従事することができなかったときに支給します。 1日に付き8,000円 ※支給を始めた日から起算して360日を限度とする。 ↓ ホームページから様式をダウンロード 「No.12 傷病手当金請求書」	傷 病 手 当 金
●第2種組合員・組合員の世帯員である父母・配偶者が療養のため入院加療したとき	療養のために15日以上入院加療したときに支給します。 (入院を要する病状にもかかわらず、特別な事情により居宅療養した場合も含みます。) 1日に付き2,000円 ※支給を始めた日から起算して120日を限度とする。ただし、同一疾病は90日が限度。 ↓ ホームページから様式をダウンロード 「No.13 傷病見舞金請求書」	傷 病 見 舞 金
●准組合員が療養のため入院加療したとき	療養のために15日以上入院加療したときに支給します。 1日に付き2,000円 ※支給を始めた日から起算して120日を限度とする。ただし、同一疾病は90日が限度。 ↓ ホームページから様式をダウンロード 「No.13 傷病見舞金請求書」	傷 病 見 舞 金
●インフルエンザワクチンを接種したとき	補助額 年度内1人1回限り 2,000円 ※市町村から補助を受ける被保険者は除く。 ↓ ホームページから様式をダウンロード 「No.16 インフルエンザワクチン接種補助請求書」	インフル エンザ ワクチン 接 種 補 助
●新型コロナワクチンを接種したとき	補助額 年度内1人1回限り 2,000円 ※市町村から補助を受ける被保険者は除く。 ↓ ホームページから様式をダウンロード 「No.17 新型コロナワクチン接種補助請求書」	新 型 コロナ ワクチン 接 種 補 助

※「特別傷病手当金」と「PCR検査に係る自家検査費用補助」については、令和5年5月8日に、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置づけられたことから、同年5月7日をもって終了いたしました。



2 保険料

1 令和7年度 1人あたりの月額保険料

区 分				医 療 給 付 費 分	後期高齢者 支 援 金 分	介 護 納 付 金 分	月 額 合 計	0歳～39歳の方と65歳以上の方はこちらの保険料
第 1 種 組 合 員 所 得 割	前 々 年 課 税 標 準 総 所 得 額	A	0円～200万円未満	0	0	0	0	0
		B	200万円～400万円未満	1,000	1,000	1,000	3,000	2,000
		C	400万円～600万円未満	8,000	2,500	2,500	13,000	10,500
		D	600万円～800万円未満	16,000	3,000	3,000	22,000	19,000
		E	800万円～1,000万円未満	28,500	8,500	8,500	45,500	37,000
		F	1,000万円～1,500万円未満	29,000	8,500	8,500	46,000	37,500
		G	1,500万円～2,000万円未満	30,500	8,500	8,500	47,500	39,000
		H	2,000万円～3,000万円未満	31,500	8,500	9,000	49,000	40,000
		I	3,000万円以上	32,000	9,000	9,500	50,500	41,000
第 1 種 組 合 員 均 等 割 (開 設 者 医 師)				17,000	4,000	5,500	26,500	21,000
第 2 種 組 合 員 均 等 割 (75歳以上の医師)				5,000	－	－	5,000	5,000
准 組 合 員 均 等 割 (従 業 員)				13,000	4,000	5,000	22,000	17,000
世 帯 員 均 等 割 (家 族)				7,500	3,000	2,500	13,000	10,500

※令和7年度の保険料について、前年度からの改定はありません。

- 第1種組合員の方は、上表の所得割と均等割の月額合計がその月の保険料となります。
 なお、次年度からの保険料については、前々年度の課税標準総所得額から算出されます。
 ※大学院生の非常勤医師の保険料は、大学院在籍の間は、上表の均等割のみとなります。
- 介護保険料（介護納付金）は、介護保険第2号該当者の方（40歳～64歳の方）については医師国保で徴収します。医師国保が徴収した介護保険料は「介護保険納付金」として、社会保険支払基金に納められ、そこから各市町村へ交付されます。
 介護保険第1号該当者の方（65歳以上の方）については、年金からの天引き等によって、居住地の各市町村に納付することになります。
- 介護保険料が発生するのは、40歳の誕生日の前日の属する月と定められています。
 したがって、誕生日が1日生まれの方は誕生月の前月分から、1日生まれ以外の方は誕生月分から介護保険料を納付することとなります。
 65歳になった場合は、1日生まれの方は誕生月の前々月分まで、1日生まれ以外の方は誕生月の前月分まで、介護保険料を納付することになります。
- 介護保険第2号該当者の方（40歳～64歳の方）以外は、このうち介護納付金分を除いた額が月額保険料となります。
 ※こちらの方については、上表の黄色い枠の部分をご確認ください。

- 5 新たに加入した組合員（第1種組合員が2名以上いる、同一同居世帯の勤務医組合員を除く。）の当該年度内の第1種組合員所得割は、上表のF区分が適用されます。
- * なお、次年度からの保険料については、前々年度の課税標準総所得額から算出されます。
- 6 同一同居世帯の第1種勤務医組合員の所得割については、左の表のA区分が適用されるため、第1種組合員均等割の金額が毎月の保険料となります。
- * 同一同居世帯の第1種勤務医組合員の前々年課税標準総所得額を、主組合員の前々年課税標準総所得額と合算して主組合員に賦課されるため。
- 7 世帯員均等割は、加入する人数に乗じた額となります。

2 保険料の種別

- | | | |
|-------------|-------|-----------------|
| ① 医療給付費分 | | 0歳から74歳までの方が対象 |
| ② 後期高齢者支援金分 | | 0歳から74歳までの方が対象 |
| ③ 介護納付金分 | | 40歳から64歳までの方が対象 |
| ④ 第2種組合員分 | | 75歳以上の医師の方が対象 |

3 保険料の徴収

保険料は、資格取得日の属する月から発生し、資格喪失日の属する月は徴収しません。また、保険料に日割り計算はありませんので、月の途中で加入・喪失した場合でも月単位で徴収します。

例) 資格取得日が4月15日の場合 ⇒ 4月分の保険料から医師国保で徴収します。

資格喪失日が4月15日の場合 ⇒ 4月分の保険料については医師国保では徴収しません。

4 保険料の納入

- (1) 第1種組合員、第2種組合員とその世帯員（家族）の保険料は、毎月20日（土日祝日の場合などは金融機関の翌営業日）に、組合員の指定口座からの自動引き落としとなります。
- 准組合員（従業員）とその世帯員（家族）の保険料については、医療機関の開設者（主組合員）の口座から併せて引き落としとなります。
- (2) 医師国保に新たに加入した場合や、法人化等で医療機関の開設者（主組合員）が変更となった場合などは、保険料の引き落とし口座を組合に申請していただく必要がありますので、「**預金口座振替依頼書**」のご提出をお願いいたします。
- ※なお、申請していただいた口座の登録が完了するまでには、収納代行会社との兼ね合いで通常1か月半～2か月ほどお時間をいただきます。口座の登録が完了するまでの間は、組合から請求書を送付しますので、お手数ですが、お振込みをお願いいたします。

 ホームページから様式をダウンロード **「No.18 預金口座振替依頼書」**

5 保険料に関するお知らせ

領収書の代わりとして、毎年1月から12月までに納付していただいた保険料の「国民健康保険料納付済証明書」を、翌年1月に送付しております。保険料納付済証明書は、確定申告の際などにお使いください。

⇒ **令和6年度の保険料納付済証明書は、令和7年1月10日（金）に発送しております。**

ただし、保険料の滞納がある場合は「国民健康保険料納入証明書」を送付いたします。

産前産後期間の国民健康保険料の減免制度について

子育て世代の負担軽減、次世代育成支援の観点から、医師国民健康保険組合の被保険者で出産される方の産前産後の一定期間の保険料が免除される制度が令和6年1月からスタートいたしました。

■対象となる方

茨城県医師国民健康保険組合の被保険者で出産予定日（出産日）が令和5年11月1日以降の方が対象です。妊娠85日（4か月）以上の出産が対象で、死産、流産、早産および人工妊娠中絶の場合も含まれます。

■対象期間

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の保険料が免除されます。

多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間の保険料が免除されます。

・単胎の方



・多胎の方



■対象となる保険料

出産される方の産前産後の所得割および均等割保険料

■届出方法

組合員は、組合員並びに被保険者である世帯員（家族）、組合員の医療機関に勤務する准組合員並びに被保険者である世帯員（家族）にこの減免の対象者がいる時は、届出書に必要書類を添えて組合に提出してください。

★届出書

- ・産前産後の保険料減免措置届出書（ホームページからダウンロード可能）

[No.14-1 産前産後期間の保険料減免措置届出書（記入例含む。）](#)

*【PDF】と【word】どちらの様式もございますので、お好きな方をダウンロードしてご利用ください。

★必要書類

①出産前に申請を行う場合

出産予定日、単胎妊娠または多胎妊娠の別を確認することができる書類

- ・母子健康手帳 1 ページ目と 4 ページ目の写し など

[No.14-2 母子健康手帳の提出箇所（例）](#) をご確認ください。



②出産後に申請を行う場合

出産した被保険者と当該出産に係る子との親子関係を明らかにすることができる書類

- ・ 出産したお子さまの記載がある住民票謄本
- ・ 市町村から出生届出済欄の証明を受けた、母子健康手帳 1 ページ目の写し



■注意事項

- ・ 本制度の申請にあたっては、出産予定月の6か月前から申請可能です。
- ・ 出産前に申請を行った方で、出産予定月と実際の出産月が異なった場合、原則減免内容の変更は行わないため、改めての申請は必要ございません。

<届出書 記入例>

📄 様式ダウンロード 「No.14-1 産前産後期間の保険料減免措置届出書」

産前産後期間の保険料減免措置届出書		
届 出 年 月 日		令和 年 月 日
A 世 帯 主	① 氏 名	国 保 太 郎
	② 生年月日	平成○年×月△日
	③ 住 所	水戸市笠原町○○
	④ 個人番号	*マイナンバーを記載
	⑤ 電話番号	○○○ (××××) △△△△
B 出産する方	☐ 世帯主と同じ ☐ 世帯主と違う ※どちらかに ☒ チェックを入れて下さい。 <u>世帯主と同じ場合は、以下の記載不要です。</u>	
	① 氏 名	国 保 花 子
	② 生年月日	平成×年○月△日
	③ 住 所	水戸市笠原町○○
	④ 個人番号	*マイナンバーを記載
	⑤ 電話番号	○○○ (××××) △△△△
C 出産予定日又は出産日		令和 年 月 日
D 単胎妊娠・多胎妊娠の別		<u>単胎</u> ・ 多胎
<注意事項> 1 この届出書は、出産予定日の6か月前から提出することができます。 2 出産後にこの届出書を提出する場合は、出産予定日の代りに出産日を記入してください。なお、以前加入していた医療保険者に産前産後期間の保険料減免について届け出ていた場合は、その際に届け出た出産予定日又は出産日を記入してください。 3 届出に当たっては、この届出書に次の書類を添えてください。 ① 出産予定日を確認することができる書類（出産後に届出を行う場合は、出産日を確認することができる書類） ② 単胎妊娠又は多胎妊娠の別を確認することができる書類		
茨城県医師国民健康保険組合理事長 様 茨城県医師国民健康保険組合理事長 様		
お勤め先の医療機関の住所と 組合員の先生（院長先生）の お名前をご記入ください。 住 所 氏 名 届 出 者		

3 資格の取得・喪失・変更等について

1 加入資格 / 資格の取得について

茨城県医師国民健康保険組合には、第1種組合員、第2種組合員、准組合員および世帯員の種別があり、加入する際には以下の要件を満たす必要があります。

組合員 (医師)	第1種組合員	茨城県医師会会員で、県内で医療または福祉の事業や業務に従事する医師 ※常勤医師・非常勤医師問わず（大学院生等を含む）加入できます。
	第2種組合員 (75歳以上の医師)	上記のうち、高齢者の医療の確保に関する法律第50条に規定する被保険者の組合員
准組合員（従業員）		組合員である医師が開設者または管理者である医療機関や福祉施設に勤務する者
世帯員（家族）		組合員および准組合員と同じ世帯に属する者（住民票が同じであること） ※学生は組合員と住所が別であっても在学証明書を添付して申請することで加入可能

なお、以下に該当する場合は、組合員になることはできません。

- 健康保険、船員保険および共済保険の被保険者である本人または被扶養者
- 生活保護法の適用を受けている世帯

【資格取得時の提出書類】

- 「国民健康保険被保険者資格取得申請届(書)」【様式第1】
- 「住民票謄本」*（加入される方のマイナンバーの記載があるもの）
- 准組合員の方が資格を取得される場合は、「准組合員資格取得申請届(書)」【様式第2の(2)】を記入のうえ、こちらについても、加入される方のマイナンバー記載の「住民票謄本」と「念書」を添付して、ご提出ください。
- 組合員と住所が別である学生が世帯員として加入する場合は、「在学証明書」と居住地の「住民票謄本」を併せてご提出ください。

*「住民票謄本」とは、世帯全員（家族全員）が記載されている、住民票の写しのこと。

大学院生の方へのご案内

- 加入要件 筑波大学医師会、東京医科大学茨城医療センター医師会に所属する大学院生の方
- 保険料 21,000円／月（内訳：医療給付費分17,000円＋後期高齢者支援金分4,000円）
※大学院生は、第1種組合員所得割が免除となります。
※同居のご家族も加入する場合は、1人に付き10,500円／月の保険料が発生いたします。
※40歳以上の方には、上記の保険料に「介護納付金」が併せて徴収されます。
《ご本人 5,500円／月》 《ご家族 2,500円／月》

是非ご検討
ください。

2 資格喪失について

組合員、准組合員およびその世帯員は、以下の場合に資格を喪失します。

- 組合員および准組合員が医療・福祉の事業または業務に従事しなくなったとき、または組合員が茨城県医師会の会員でなくなったとき
- 准組合員が勤務先の医療機関を退職したとき
- 死亡したとき
- 健康保険、船員保険および共済保険の被保険者になったとき
- 必要な届出や保険料の納入を怠るなどの理由により、組合から除名されたとき



【資格喪失時の提出書類】

- 組合員世帯は「国民健康保険被保険者資格喪失申請届(書)」【様式第1】
准組合員世帯は「准組合員資格喪失申請届(書)」【様式第2の(2)】
- 有効期限が令和7年7月31日までの「(紙の)保険証」、または「資格情報のお知らせ」、「資格確認書」の返還

◎Point：資格喪失日は、退職日の翌日となります。

(死亡等により資格を喪失した場合は、亡くなった日(死亡日)の翌日が資格喪失日となります。)

喪失手続き完了後、「離脱証明書」を発行し、医療機関宛に送付いたします。送られてきた「離脱証明書」は、組合員の先生から退職者の方へお渡しください。なお、資格喪失日は退職日の翌日です。

● 「離脱証明書」について

「離脱証明書」とは、“医師国保を抜けた”という、資格喪失証明書のことです。
医師国保を抜けて、次の保険に加入する際に必要となります。

3 資格変更について

婚姻や転居などにより、氏名・住所等の変更があった際は、組合へ申請が必要です。



【資格変更時の提出書類】

- 組合員世帯は「国民健康保険被保険者資格変更申請届(書)」【様式第1】
- 准組合員世帯は「准組合員資格変更申請届(書)」【様式第2の(2)】
- マイナンバー記載の「住民票謄本」(変更後の氏名・住所のもの)
- 変更前の情報が記載されている、有効期限が令和7年7月31日までの「(紙の)保険証」、または「資格情報のお知らせ」、「資格確認書」の返還

⚠組合員、准組合員および世帯員の資格取得、資格喪失、資格変更、その他被保険者の資格に関する申請等は、組合の定める様式により、組合員が14日以内に行ってください。

4 適用事業所の健康保険適用除外承認申請について

↓ ホームページから様式をダウンロード 「No.05 適用除外承認申請書」

●社会保険の適用事業所になった場合の手続きについて

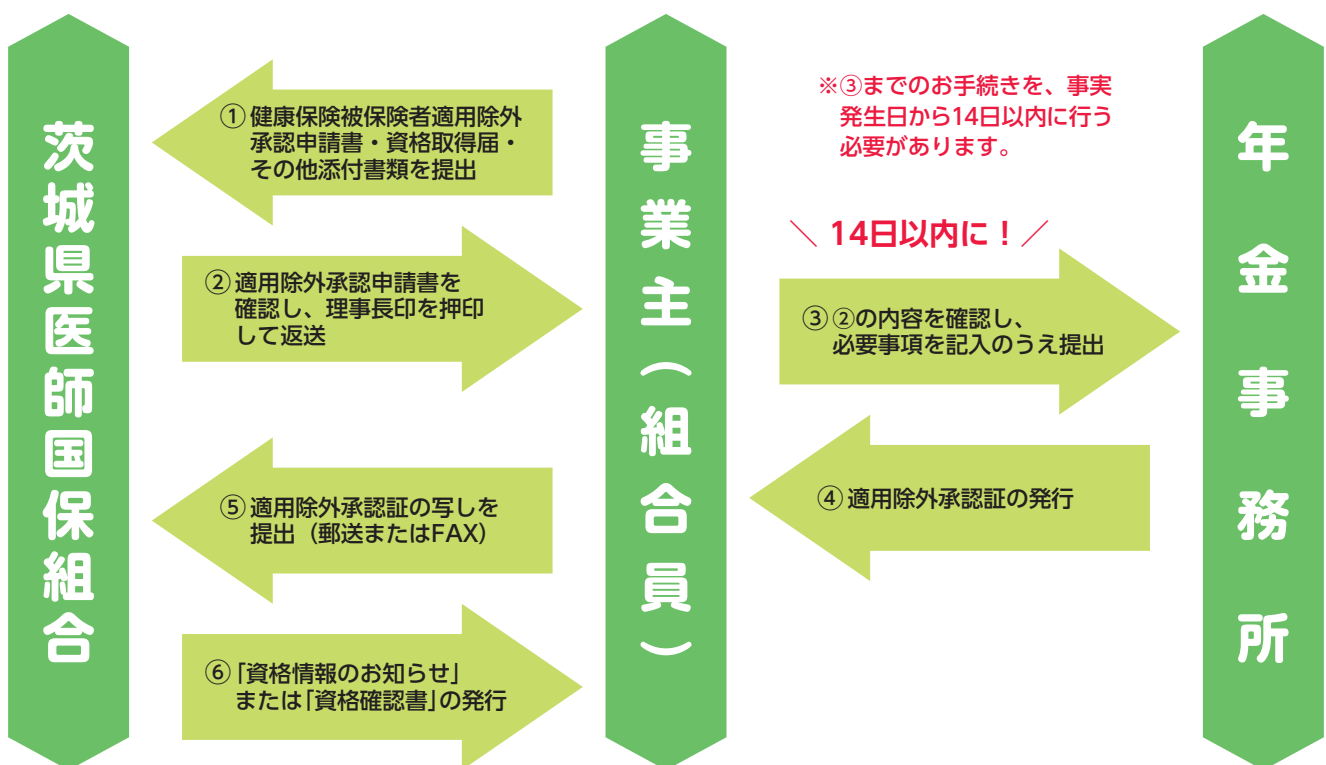
事業所が法人化した場合や、常勤の従業員が常時5人以上となった場合は、社会保険（健康保険と厚生年金保険）が適用されるため、本来、医師国保に加入することはできません。任意で、社会保険適用となった場合も同様です。

しかし、「健康保険適用除外承認申請書」を年金事務所に提出し承認を得ることによって、健康保険の適用が除外され、医師国保に加入・継続することができます。（医師国保と厚生年金保険）

なお、**適用事業所で、適用除外の手続きを行わず社会保険（健康保険と厚生年金保険）に加入した事業所が、後から適用除外の承認を受けることはできませんので、ご注意ください。**

●健康保険適用除外承認申請の流れについて

<従業員の新規加入の場合>



①「適用除外承認申請書」・「資格取得申請届（書）」・「その他の添付書類」を当組合までご郵送ください。

②当組合で資格要件等を確認後、「適用除外承認申請書」に理事長印を押印し、事業主へご返送します。

③「適用除外承認申請書」を※その他必要書類と一緒に、管轄の年金事務所または年金事務センターへご提出ください。

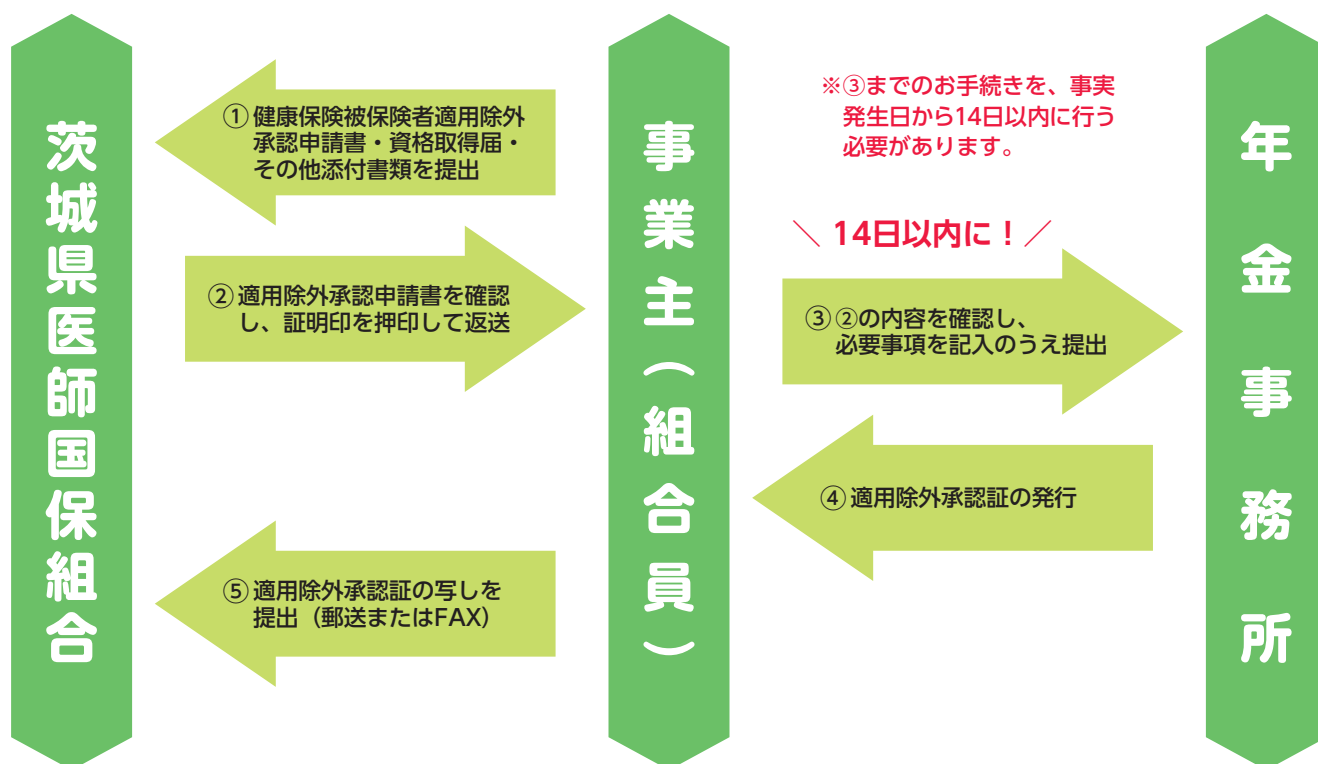
※その他必要書類については、管轄の年金事務所へお問い合わせください。

④後日、年金事務所から「健康保険適用除外承認証」が発行されます。

⑤「健康保険適用除外承認証」の写し（コピー）を、当組合までFAXまたはご郵送ください。

⑥新規加入される方のマイナ保険証の保有状況により、「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」を交付します。なお、適用除外の承認年月日が、当組合の資格取得日となります。

<法人化をする場合など>



- ①「適用除外承認申請書」・「事業所各種変更届」、法人化等により保険料の振替口座が変更となる場合は「預金口座振替依頼書」を当組合までご郵送ください。
- ②当組合で資格要件等を確認後、「適用除外承認申請書」に理事長印を押印し、事業主へご返送します。
- ③「適用除外承認申請書」を※その他必要書類と一緒に、管轄の年金事務所または年金事務センターへご提出ください。
※その他必要書類については、管轄の年金事務所へお問い合わせください。
- ④後日、年金事務所から「健康保険適用除外承認証」が発行されます。
- ⑤「健康保険適用除外承認証」の写し（コピー）を、当組合までFAXまたはご郵送ください。

⚠ 注意事項

適用事業所となった場合、年金事務所に「健康保険適用除外承認申請書」と「厚生年金資格取得届」の提出が必要となりますが、それぞれ申請期限が異なりますのでご注意ください。

「適用除外承認申請書」は事実の発生日から14日以内、「厚生年金資格取得届」は5日以内の提出となります。

●適用事業所について

事業所や従業員の意思に関係なく、法律により健康保険および厚生年金保険への加入が定められている事業所を「強制適用事業所」といいます。（法人の事業所、または常時5人以上の従業員を雇用する事業所。）

また、強制事業所とならない事業所でも、従業員の半数以上が同意し、厚生労働大臣の認可を受けた場合は「任意適用事業所」になることができます。

ただし、個人事業所の事業主は、健康保険および厚生年金保険に加入することはできません。

●令和6年7月20日(土)に開催した第146回組合会において、 令和5年度歳入歳出決算が認定されました。

茨城県医師国民健康保険組合歳入歳出款別表

(歳入)

科 目	予算現額 (円)	決算額 (円)	予算現額に対する 増減額 (円)	決算総額に対する 比率 (%)
1. 国民健康保険料	1,213,306,000	1,213,528,000	222,000	84.5
2. 一部負担金	2,000	0	▲ 2,000	0.0
3. 使用料及び手数料	1,000	0	▲ 1,000	0.0
4. 国庫支出金	124,962,000	116,945,395	▲ 8,016,605	8.2
5. 県費支出金	1,000	0	▲ 1,000	0.0
6. 共同事業交付金	27,260,000	42,443,000	15,183,000	3.0
7. 財産収入	22,000	16,512	▲ 5,488	0.0
8. 繰入金	3,000	0	▲ 3,000	0.0
9. 繰越金	62,258,000	62,258,000	0	4.3
10. 諸収入	112,000	207,592	95,592	0.0
歳 入 合 計	1,427,927,000	1,435,398,499	7,471,499	100

(歳出)

科 目	予算現額 (円)	決算額 (円)	不用額 (円)	決算総額に対する 比率 (%)
1. 組合会費	1,850,000	1,175,243	674,757	0.1
2. 総務費	77,552,000	76,052,011	1,499,989	5.9
3. 保険給付費	751,432,000	672,392,983	79,039,017	52.1
4. 後期高齢者支援金等	261,682,000	258,720,806	2,961,194	20.1
5. 前期高齢者納付金等	43,063,000	42,027,572	1,035,428	3.2
6. 介護納付金	146,875,000	146,874,099	901	11.4
7. 共同事業拠出金等	46,201,000	46,201,000	0	3.6
8. 保健事業費	50,442,000	43,824,543	6,617,457	3.4
9. 積立金	21,000	16,512	4,488	0.0
10. 諸支出金	3,010,000	2,023,278	986,722	0.2
11. 予備費	45,799,000	0	45,799,000	0.0
歳 出 合 計	1,427,927,000	1,289,308,047	138,618,953	100



当組合ではこれまで、組合会の開催にあわせて「議決書」を、組合員にお送りして
おりましたが、ペーパーレス化の推進、及び郵便料金の高騰を踏まえ、来年度より議
決書の印刷・送付は廃止いたします。

今後は、組合のホームページに議決書を掲載いたします。

●令和7年3月15日(土)に開催した第147回組合会において、 令和7年度事業計画および予算案が議決されました。

(歳入)

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1. 国民健康保険料	1,162,638	1,179,698	△ 17,060
2. 一部負担金	2	2	0
3. 使用料及び手数料	1	1	0
4. 国庫支出金	124,291	150,086	△ 25,795
5. 前期高齢者交付金	1	1	0
6. 出産育児交付金	373	363	10
7. 県支出金	1	1	0
8. 共同事業交付金	40,046	30,000	10,046
9. 財産収入	1,646	22	1,624
10. 繰入金	3	3	0
11. 繰越金	76,075	76,713	△ 638
12. 諸収入	752	207	545
歳 入 合 計	1,405,829	1,437,097	△ 31,268

(歳出)

(単位：千円)

款	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	本年度予算額の財源内訳	
				国庫支出金	一般財源
1. 組合会費	1,920	2,265	△ 345	0	1,920
2. 総務費	86,523	108,683	△ 22,160	6,235	80,288
3. 保険給付費	763,607	748,119	15,488	89,953	673,654
4. 後期高齢者支援金等	270,422	260,867	9,555	14,310	256,112
5. 前期高齢者納付金等	616	22,225	△ 21,609	0	616
6. 介護納付金	135,030	141,801	△ 6,771	8,539	126,491
7. 流行初期医療確保 拠出金等	2	2	0	0	2
8. 共同事業拠出金	47,057	53,987	△ 6,930	3,222	43,835
9. 保健事業費	50,198	50,318	△ 120	2,032	48,166
10. 積立金	1,645	21	1,624	0	1,645
11. 諸支出金	1,010	1,010	0	0	1,010
12. 予備費	47,799	47,799	0	0	47,799
歳 出 合 計	1,405,829	1,437,097	△ 31,268	124,291	1,281,538

◆第147回組合会
(オンライン併用開催)



2024 医師国保トピックス



●令和6年度「いばらきヘルスロードを歩く会」を開催しました。

令和6年5月19日（日）に、水戸市・千波湖周辺において「第3回いばらきヘルスロードを歩く会」、そして令和6年11月17日（日）に、かすみがうら市・歩崎湖岸周辺において「第4回いばらきヘルスロードを歩く会」を開催しました。

茨城県では、県民が身近なところを歩いて、ふるさとの新たな発見と健康増進にチャレンジするための「ヘルスロード」が整備されており、県民のウォーキング活動の実践を支援しています。

そこで、当組合では令和5年度より、被保険者の皆様の疾病予防・健康の保持増進を目的とした保健事業の一環として「いばらきヘルスロードを歩く会」をスタートしました。

令和6年度度は、第3回・第4回を合わせて、延べ60名の組合員の先生方、従業員の皆様、そしてご家族の方々などにご参加いただきました。実際に参加された方からは、「健康運動指導士の先生による歩き方講習会が、とても参考になった」や「霞ヶ浦の自然に触れながらウォーキングするのが気持ちよかった!」といった感想を多数いただきました。

改めて、歩く会にご参加くださった皆さま、ありがとうございました。

「いばらきヘルスロードを歩く会」は、今後も実施していく予定ですので、より多くの皆様のご参加をお待ちしております!!



第3回歩く会（水戸市・偕楽園）



第4回歩く会（かすみがうら市歴史博物館）

●全国医師国民健康保険組合連合会（全医連）第62回全体協議会が開催されました。

令和6年10月12日（土）に、長崎県長崎市において全国の医師国保組合役職員の方々、松本吉郎日本医師会長、全国国民健康保険組合協会の渡邊芳樹会長、羽生田俊参議院議員、自見はなこ参議院議員をはじめとするご来賓の方々など総勢約400名が集い、全医連第62回全体協議会が開催されました。

この全体協議会では、定率国庫補助の削減・廃止の断念、高額医療費への国の対応と国民皆保険制度の堅持などを求めた国、関係諸機関への要望書を採択しました。

また、基調講演として、全医連・国保問題検討委員会の篠原 彰委員長から、「医師国保組合の存続に向けた方策と検討状況について」の中間報告、特別講演として、長崎総合科学大学名誉教授、グラバー園名誉園長のブライアン・バークガフニ氏から「明治の長崎居留地で活躍した医師たち」の講演がありました。



基調講演に立つ、全医連・国保問題検討委員会の篠原委員長

茨城県医師国民健康保険組合について

① 茨城県医師国民健康保険組合

茨城県医師国民健康保険組合は、国民健康保険法に基づいて、医療・福祉の事業または業務に従事する方々の国民健康保険を行うことを目的として、昭和33年4月に設立された公法人です。

当組合は、保険者であるとともに被保険者が医療従事者であり、また一方では、医療を受ける側となる三様の立場を持つ特異な国保組合で、医療・福祉の事業に従事する組合員や准組合員およびその家族の医療保障と健康の保持増進を担っています。

② 茨城県医師国民健康保険組合の組織

茨城県医師国民健康保険組合は、茨城県医師会の会員である組合員（医師 ※勤務医を含む。）、組合員が開設者または管理者である医療機関や福祉施設に勤務する准組合員（従業員）、組合員・准組合員の世帯員（家族）が、被保険者となります。

組合は、組合運営の様々な業務を執行する「理事会」、予算・決算や重要事項を議決する「組合会」、事業内容・決算等を管理監督する「監査」と、大きく3つの機関で構成されています。それぞれの機関がその機能を牽制し合うことにより、適正かつ円滑な組合運営に努めています。



Q&A

被保険者の皆さまから日々お問い合わせの多い項目は茨城県医師国民健康保険組合ホームページ (<https://www.ibaikokuho.jp/>) 内の【Q&A】に掲載しております。

また、「第3期データヘルス計画（令和6年度～令和11年度）」も組合ホームページ内の【健康診断/診査】に掲載しておりますのでぜひご活用ください。





\ 詳しいことはホームページまたは組合までお問い合わせください /

茨城県医師国民健康保険組合

〒310-0852 茨城県水戸市笠原町489

TEL 029-241-6645 FAX 029-244-4101

E-mail office@ibaikokuho.jp

URL <https://www.ibaikokuho.jp>

茨城県医師国保組合

検索

※「ライフワークplus」（毎年3月発行予定）では、掲載させていただける皆様の作品（写真、絵画、書など）を募集しております。

令和7年3月発行